

令和5年度 専門研修（断続研修）実施要項

久留米市教育センター

1 目的

久留米市教育振興プランの重点の1つである「学びをつなぐ授業」（主体的・対話的で深い学び）の実現に向け、1年間を通じて断続的に実践的授業力の向上を目指した研修を行い、各教科等における専門的な知識と指導力を持った学び続ける人材の育成を図る。

2 基本方針

(1) 研修員の決定

- ◇ 久留米市立小・中・高等（三井中央を含む）・特別支援学校に勤務し、原則教職経験4年目以上20年目以下の者であり、かつ研修に精励できる者を対象とする。
- ◇ 校長の推薦を受けて申込をした者の中から、久留米市教育センターで選考の上、研修員を決定し、辞令を交付する。
※ 研修員の上限は、50名とする。（※調査研究員の数と合計して50名）

(2) 研修教科等の決定

- ◇ 研修教科等については、下記の教科等の中から研修員が希望するもの（第1希望、第2希望）を踏まえ、指導体制を考慮しながら決定する。

国語	社会	算数	数学	理科	生活	音楽	図画工作	美術
家庭	技術・家庭	体育	保健体育	外国語	外国語活動	道徳		
特別活動	総合的な学習の時間	特別支援教育	人権・同和教育	社会教育				

(3) 指導体制

- ◇ 研修員の研究テーマに即した指導者を市教育委員会の指導主事及び校長・教頭・主幹教諭・指導教諭等から研究主事として委嘱し、教科等グループによる指導体制を構築する。

【グループの例】

国（小）学教花子<研修員>・・・国（小）総務秋実<研究主事>
国（小）学教次郎<研修員>・・・国（小）総務太郎<研究主事>

- ※ 研修員が定例会以外にグループ内の研究主事に相談等がある場合は、出張文書を発出することなく出張できる。（但し、管理職の承認を得ること）

(4) 研修計画

- ◇ 年間を通して計画的に全体会と班会を位置づけ、研修員と各在籍校の負担が過重にならないように計画する。
- ◇ 中間報告会や研究発表内容審議など全体で審議する場を設定し、研修員が様々な立場から研究内容を見直すことができるようにする。
- ◇ 研究報告書やプレゼンテーションの作成方法について全体で研修する場を設定し、研修員が見通しをもって研修に取り組めるようにする。

3 研修の内容

(1) 主題研究

- ◇ 研修員は、個別の研究主題や具体的な構想を設定し、研究に取り組む。
- ◇ 研究主題の設定に際しては、教育の動向や児童生徒の実態、研修員の指導上の課題を踏まえ、担当研究主事と検討しながら設定する。

(2) 検証授業

- ◇ 研修員は、具体的な研究構想に基づき、検証授業を2回以上実施する。
- ◇ 検証授業は、研修員の所属校において実施し、研修日の日数には含まない。
- ◇ 同じ教科等の研修員の検証授業には、可能な範囲で参加し支援を行う。

(3) 研修のまとめ・報告

- ◇ 2月開催の「久留米市教育センター研究発表会」において研修の成果を発表することで研究成果の普及を図るとともに、「断続研修報告書」のPDFデータを市内各学校に配布する。
- ◇ 断続研修報告書は文字サイズ10.5P、A4版(44文字×50行)10枚にまとめる。

4 年間の研修計画

(1) 研修の日・時間

- ◇ 原則として年間5回の定例会を通して研修する。
※ 辞令交付式、検証授業日、研究発表会は含まない。
- ◇ 研修時間は、14時20分から16時50分までを原則とする。
- ◇ やむを得ず定例会を欠席する場合は、教育センター及び担当の研究主事に事前に連絡し、必要に応じて個別に研修日を設定する。
- ◇ 研修員は、原則として「福岡県教育研究所連盟研究発表会」に参加する。

(2) 年間研修計画

回	期 日	研修形態	研修内容	研修場所
	5月16日(火)	全体会	辞令交付式	教育センター
			研修オリエンテーション 講義「主題研究の進め方について」 教育センター 指導主事	
		班会	研究主題、副主題について	
1	6月12日(月)	班会	研究構想及び実践Ⅰの検討	教育センター
2	8月7日(月)	全体会	中間報告会(所内)	教育センター
3	9月26日(火)	班会	研究構想及び実践Ⅱの検討	教育センター
	11月14日(火)	第52回福岡県教育研究所連盟研究発表協議会 (可能な限り)		福岡県教育センター
4	11月28日(火)	全体会	講義「プレゼンテーションの作成について」 教育センター 指導主事	教育センター
		班会	研究報告書の方向性の検討	教育センター
5	1月24日(水)	全体会	研究発表内容審議(所内)	教育センター
	2月22日(木)	全体会	久留米市教育センター研究発表会・修了式	教育センター

5 断続研修修了者の基本研修における免除規定

- ◇ 中堅教諭等資質向上研修においては、授業研修報告書（研究授業を含む）または課題研修報告書のいずれかの提出を免除する。
 - ※ 教科・領域等において断続研修を行った場合、研修計画書その2（研究授業の＜1回目・2回目の学習指導案を含む＞）、研究報告書その1（授業研修）の提出を免除する。
 - ※ 教科・領域等以外で断続研修を行った場合、研修計画書その3（課題研修）、研修報告書その2（課題研修）の提出を免除する。
- ◇ 中堅教諭等資質向上研修を既に終了したものについては、エキスパート教員研修において「研修を実施する必要がないと認める者」に加える。